ユネスコ「世界の記憶」

国宝　東寺百合文書展―人・物・情報が行き交う中世―

文書の解説（前期）

展示資料一覧にリンクがついています

展示資料一覧の目録番号をクリックすると、文書画像へ簡単にアクセスできます。

東寺百合文書 WEB　http://hyakugo.kyoto.jp/

序章　文書の管理方法と現在に伝わる理由

昭和四二（一九六七）年に、京都府は文化財保護の目的で、東寺から「東寺百合文書（とうじひゃくごうもんじょ）」を一括購入しました。同文書は一八、七〇五点に及ぶ膨大な数の中世古文書群です。現在、京都府立京都学・歴彩館（旧京都府立総合資料館）が所蔵しています。

東寺百合文書という特徴的な名称には大きな理由があります。江戸時代に入り、古文書や典籍について優れた知識を有した加賀藩の五代藩主・前田綱紀は、東寺に伝来した中世の古文書に関心を持ち、東寺から文書を借り出して調査しました。貞享二（一六八五）年に、前田綱紀はそのお礼として東寺に文書を保存するための百個の桐箱を寄進します。被蓋（かぶせぶた）のある箱は一合、二合と数えますが、これが百個（百合）あるので、東寺百合文書と呼ばれるようになりました。

それでは、文書が現用で使われていた時代に、東寺はどのように文書を管理していたのでしょうか。序章では中世東寺の文書管理についてご紹介します。

1　廿一口方手文箱等送進状　文安二年（一四四五）年一二月二九日

（ア函二〇〇）

鎌倉時代中期～南北朝時代に、東寺の寺僧組織は整備・編成されました。学衆方・最勝光院方など様々な寺僧組織ができますが、東寺の運営の中心を担っていたのは「廿一口方」と呼ばれる寺僧組織でした。

組織ごとに担当する法会やその財源となる荘園が異なり、どの組織も会議を開いて、組織の運営に関わることを決めていました。各組織ともに、組織を代表する「奉行」がおり、組織に必要な文書は手文箱に入れて、奉行が管理していたのです。奉行の任期は一年で、引き継ぎのときに手文箱以下必要なものを手文箱等送進状に書き上げ、新しい奉行に引き渡すことになっていました。

この文書は、約六〇通残されている廿一口方手文箱等送進状の中で、初見のものです。

送進　廿一口方手文箱
　合玖合者
宝荘厳院方手文
　合参合者
蔵　鎰　四　此内木戸鎰
同　鎖　壱　乗真方有之、
四足鎰　壱
西門鎰　壱
巻数箱　壱合
力者直垂　壱具
　以上
右所送進之状如件、
文安弐
十二月廿九日　快寿（花押）
宝輪院御房

2　宝蔵破損文書等所出日記　応永九（一四〇二）年七月一四日

（コ函一四）

現在、東寺の境内には校倉造りの「宝蔵」が残っており、重要文化財に指定されています。この宝蔵には、平安時代以来の鎮護国家のための修法・祈祷の諸法具及び文書が収められていました。この文書によると、応永九年に破損の目立つ文書を修理のために宝蔵から取り出しています。

宝蔵破損文書等為修理申出日記事
六通　聖宝等別当補任官符并
　弘福寺諸院帳等
一結　弘福寺庄園文書等十巻
応永九年七月十四日　権少僧都　宗海（花押）
　宣弘（花押）

3　西院文庫文書出納帳　宝徳二（一四五〇）年一二月二一日

（リ函九四）

「西院」とは、東寺の境内の北西にある御影堂（みえどう）を中心とした一画のことです。この御影堂には「御影堂経蔵」という部屋があり、また「西院文庫」とも呼ばれていました。ここには、各寺僧組織の奉行が管理している文書の中から特に重要な文書を選び出し、厳重に保管されていました。そのため、文書を出納するにあたり、特別な決まりが設けられていたのです。御影堂には三人の聖（ひじり）が常住していましたが、その三聖人（しょうにん）が交替で出納を行いました。出納を希望する寺僧は必ず二人一組で申し出て、出納帳に署名と花押を書くことになっていました。この文書はその西院文庫出納帳の一つです。

応永三三（一四二六）年四月二五日に、宝清と公杲という僧は後醍醐天皇綸旨（展示資料22）を西院文庫から取り出しました。そして、二四年後の宝徳二年一二月二一日に、甚清と原清という僧が同文書を西院文庫に返納していることがわかります。

応永三十三年四月廿五日出之、
　宝清（花押）
　公杲（花押）
文書箱在之、交合事訖、
又元弘三年九月一日　勅裁（後醍醐天皇）一通
同日出之了、
宝徳弐年十二月廿一日文書等交合畢、
　甚清（花押）
　原清（花押）

4　文書出納日記（西院文庫文書出納帳）

長禄二（一四五八）年一二月一六日

（あ函四三）

この文書も西院文庫出納帳の一つです。長禄二年五月二日に、宝済と公禅という僧は備中国新見荘（現・岡山県新見市）に関する文書を西院文庫から取り出しました。同年一二月一六日に、宝済と堯杲という僧がこれらの文書を西院文庫に返納していることがわかります。

ちなみに、新見荘は東寺にとって重要な荘園の一つでした。今回の東寺百合文書展では「第Ⅲ章　新見荘からのメッセージ」と題して、この数年後に新見荘で起こったある事件をご紹介します。

一　新見庄正文一巻　此内院宣六通　御教書一通

同庄御教書一通

安富請文一通

出之、

長禄二年五月二日　宝済（花押）

公禅（花押）

同十二月十六日納之　先　宝済（花押）

堯杲（花押）

5　東寺百合文書桐箱　貞享二（一六八五）年

（ヌ函）

貞享二年に加賀藩の五代藩主・前田綱紀は、百の「桐箱」を東寺に寄進しました。桐箱を受け取った東寺は、被蓋（かぶせぶた）の裏側の一つ一つに寄進の来歴を書き込んでいます。

この桐箱も国宝に指定され、他の文書と一緒にユネスコ「世界の記憶」（世界記憶遺産）に登録されました。現在、この桐箱に文書は収納しておらず、パネルで示した通り、桐製の新しい文書保存箱に収納しています。

賀州太守従四位下左近衛権中将

菅原綱紀朝臣遣使請謄写当寺

宝庫所用文書満寺感其好古許諾

焉終功之日新造書櫃壱佰見寄進

当寺以蔵旧本也因記其縁由於函

蓋遣〇于後世云

于時

貞享二年歳舎乙丑十一月穀日

東寺

百合之内

第Ⅰ章　年貢の輸送と経路

遠方の荘園から年貢を運ぶ際、スムーズに進むとは限りませんでした。たとえば、海難や経費の問題がありました。輸送船が海賊に襲われた事例などを紹介するとともに、年貢を運んできた者への交通費をめぐる文書を展示します。安全か、経費削減か。現代に通じる問題を見出すことができます。

11　伊予国弓削島荘年貢塩送進状

文永一一年（一二七四）年七月二四日

（と函一九（二））

東寺領の伊予国弓削島荘（現・愛媛県越智郡上島町）は、瀬戸内海の芸予諸島の東端にある島です。年貢の中心は米ではなく塩であったため、「塩の荘園」として知られています。

製造された塩は船に積み込まれ、京都の「淀」まで運ばれました。淀は港町で、物流の拠点として栄えていたのです。塩はこの淀で陸揚げされると荷車に積み替えられ、東寺に届けられました。

この文書は年貢塩の送進状で、弓削島荘を出発するときに書かれたものです。文書の裏面には、東寺がこの文書を受け取った年月日が書き加えられています。出発した日が七月二四日で、到着した日が八月二七日であることから、弓削島荘から東寺に塩を運ぶのに三四日間もの日数を要したことがわかります。

（端裏書）
「弓削嶋御年貢送文　文永十一　八　廿七
　　到来御寺納分　」

運上　弓削嶋当年御年貢大俵塩送文事
　合大俵塩参拾伍俵内者
　正大俵塩参拾弐俵者
右上分、且附梶取平延永、運上如件、
　文永十一年七月廿四日　預（花押）
　　公文
　　御使（花押）

12　安芸国新勅旨田預所某請文　弘安六（一二八三）年三月　日

（ヨ函四二号）

安芸国新勅旨田（現・広島県安芸郡府中町ほか）も、東寺領荘園の一つです。東寺は現地で管理にあたる預所を任命し、年貢の徴収を請け負わせました。

この文書は、預所が東寺に提出した誓約書です。滞りなくきちんと年貢を納めることに加え、年貢の輸送には海路を使うこと、万一輸送船が不慮の事故に遭遇した場合は、東寺にその証拠を提出することを誓っています。

展示資料11で触れたように、年貢の輸送には長い時間がかかりました。長い船旅の中で、悪天候に見舞われたり、海賊に襲われたりなど、想定外の海難事故に出くわし、予定通り年貢を納めることができないこともあっ

たのです。

（端裏書）
「新勅旨預所請文　弘安六 三」

請申
東寺供僧御領安芸国新勅旨田御年貢事、払地損亡之外、不可申子細候、自今年毎年、京定於正米参拾石国斗定者、雖合夕無未進懈怠、可令進上御寺候、但海路往反之間、不慮之横難出来之時者、可立申顕然之証拠也、若致自由懈怠者、可蒙水火之可苛責候者也、仍所請申之状如件、

弘安六年三月　日　新勅旨預所（花押）

13　伊予国弓削島荘問丸申詞　正応五（一二九二）年一〇月一四日

（と函三六）

この文書は、弓削島の問丸が京都の淀に到着した年貢塩の取引価格の変化について報告してきた内容を書き留めたものです。問丸とは、港湾など交通の要衝を拠点にして、物資の保管や中継取引、委託販売業などに従事した業者のことです。淀に到着した当初、年貢塩は一俵につき二〇〇文でしたが、「七条坊門塩屋商人」に買い取られて三日後には一俵につき四〇〇文になっており、塩の価格が二倍に跳ね上がっていることがわかります。

正応五年十月十四日弓削嶋問丸来申云、去年弓削御年貢、去正月十日之此淀■大渡北橋端ニ着候、備後弥源次付之云々、而俵数百九十、直銭一俵別ニ弐百文云々、七条坊門塩屋商人買取之、経両三日之後、直銭一俵別四百文売之由申之、

已上

14　尊誉書状　元亨四（一三二四）年一月一四日

（シ函一二）

展示資料11にあるように、弓削島荘から東寺に年貢を運ぶのに約一箇月間を要し、さらに航海では海難事故にあう可能性もありました。

この文書は尊誉という人物が東寺に出した嘆願書です。年貢の塩を納めるために弓削島荘を出発した輸送船ですが、不運にも播磨灘（現・兵庫県南西部の海域）で大風に遭遇しました。その結果、塩は水で濡れてしまい、年貢として納めることができなくなりました。被害に遭った塩は一二俵で、残りの約一〇〇俵は無事であったため、この一二俵についてはなんとか免除してほしいと、尊誉は東寺に訴え出ています。

展示資料12でも、輸送船が不慮の事故に遭遇した場合は、東寺にその証拠を提出することになっていました。事故による損失分は免除にするのか、それとも追加で徴収するのか。非常にシビアな問題を抱えていたのです。

尚々此船安穏上仕候ハ、一向三宝御計候上者、十二俵分ハ可有御

免事也、

十二俵塩事承候了、但此塩者、播磨なたにて（灘）、百余艘船逢大風候、皆方〳〵の御年貢米塩、皆ぬらして候事、無其隠候、然而此十二俵ハぬれたる分ニて候也、已船をも可損之処、大師三宝の御はからい候ける哉らん、此一艘はかり無子細候き、公私悦入候き、此たられたるふんハ、可有御免候哉、百余俵もそんせす候うゑハ、ぬれて候事、眼前候、尤可有御免事、相構〳〵能様ニ可有御披露候、猶々ぬれて候分ハ、公人達皆被御覧候たる事ニて候、能様ニ可有御披露候、毎事可参申入候、恐々謹言、

正月十四日　　尊誉

（礼紙端書）
「塩俵□　元亨四　正　十四」

（礼紙上書）
「　　尊誉」

第Ⅱ章　東寺を巡る人と戦乱

朝廷や幕府から荘園の寄進を受ける、または戦乱から寺領を守るために武将に禁制を発給してもらうなど、いつの時代でも東寺は公家や武家たちとの間で一定の関係を維持、または構築する必要がありました。

ここでは東寺と権力者たちとのやり取りを示す文書のほか、戦乱が東寺に与えた影響を見ていきます。たとえば、戦乱によって使者が行く手を遮られたケースや寺宝が焼失した事件を通して、東寺に与えた戦乱の影響を考えていきます。

20　北条高時巻数返事　嘉暦三（一三二八）年一二月二九日

（ヒ函三六）

この文書は、鎌倉幕府一四代執権・北条高時が、東寺から贈られた歳末祈祷の巻数に対して謝礼を述べたものです。巻数とは、僧侶が願主の依頼に応じて祈祷読誦した経典などの題名や数量、度数を書き上げて願主に送った文書のことで、護符としても大切に扱われたため、受け取った側も自らが丁重に自筆で返礼することが習わしでした。

この文書を認（したた）めた時の高時は執権を退いていましたが、鎌倉幕府の実権を握る人物でした。『太平記』では、高時は病弱のうえに田楽や闘犬を好む人物として描かれ、鎌倉幕府滅亡の幕引き役を与えられています。文書に書かれた繊細な筆遣いからは、文化人的な高時の姿を想像させます。

東寺歳末巻数、給候了、為悦候、謹言、

（押紙）
「嘉暦三」

十二月廿九日　沙弥（北条高時）（花押）

21　斯波義将書状　（年未詳）九月一七日

（せ函武家御教書並達九七）

斯波氏は足利氏の庶流（本家から分かれた家柄。分家）で、陸奥国斯波郡（現・岩手県紫波郡）出身の武士です。斯波義将は将軍に次ぐ室町幕府の要職である管領に何度も就任し、幕政を支えました。

東寺はこうした要人に各種の贈答品を送り、友好な関係を築いていました。東寺から贈答品の松茸を受け取った斯波義将は、この書状でお礼を述べています。今も昔も変わらず、松茸は季節の贈り物だったのです。

松茸三折給候、悦入候、賞翫候之由、可被伝仰候哉、恐々謹言、

九月十七日　義将（花押）

増長院僧都御房

御返事

22　後醍醐天皇綸旨　元弘三（一三三三）年九月一日

（ヒ函三七）

鎌倉幕府が滅亡した四箇月後、後醍醐天皇が丹波国大山荘（現・兵庫県篠山市）・備中国新見荘（岡山県新見市）・若狭国太良荘（現・福井県小浜市）の地頭職を東寺に寄進した時に発行した綸旨です。

討幕計画が露顕し、隠岐島（現・島根県隠岐島）に流されていた後醍醐天皇は、元弘三年五月、島を脱出して伯耆国船上山（現・鳥取県東伯郡琴浦町内）で挙兵、六月四日に帰京しています。これ以後、摂津国垂水荘（現・大阪府吹田市及び豊中市）への濫妨停止や播磨国矢野荘例名（現・兵庫県相生市）を安堵するなど、次々と東寺領の安堵や所領の回復を命じていました。もともと後醍醐天皇は、父の後宇多法皇にならって密教興隆に尽力した人物で、積極的に東寺保護政策を行うことで、政治上の実権を握っていることをアピールする目的もあったと考えられます。ちなみに、この紙は宿紙という、現代でいうところの再生紙を使用しています。

（封紙上書）
「謹上　東寺長者僧正御房　左少弁宣明」

丹波国大山庄・備中国新見庄・若狭国太良庄等地頭職、永代所被付当寺也、致知行、可専興隆之由、可令下知供僧中給者、天気如此、仍上啓如件、

元弘三年九月一日　左少弁（中御門宣明）（花押）

謹上　東寺長者僧正御房

23　足利直義裁許状　貞和五（一三四九）年閏六月二七日

（せ函足利将軍家下文三）

足利直義（ただよし）は室町幕府を開いた足利尊氏の弟です。のちに兄弟は対立しますが、初期の政権内で直義は司法を担当していました。この文書は、東寺の有力荘園の一つである播磨国矢野荘における地頭の不当支配の排除を訴えた東寺に対し、東寺側の理を認めてその勝訴を言い渡した判決文です。大きく堂々とした直義の花押が特徴的です。

東寺雑掌光信申播磨国矢野庄例名内那波浦并佐方浦領家職事

右、彼地者、去正和二年十二月七日　後宇多院御寄附当寺以来、帯文保元年十月　日　院庁下文・正中三年三月十八日官符宣・建武三年十二月八日　院宣等、知行無相違之処、自暦応三年、那波浦地頭海老名源三郎・佐方浦半分地頭七沢左衛門太郎等押領之由、就訴申、為布施弾正忠資連奉行、数ケ度成召符訖、爰如神沢六郎左衛門尉秀信・粟生田又次郎行時今年三月廿三日両通請文者、企参洛、可明申之由、雖加催促、不及請文散状云々（起請詞載之）、者、背度々催促、不参之条無理所致歟、然則任惣庄例、可全雑掌所務、次押領咎事、可被収公所帯五分一、次押領以後得分物事、可糺返之状、下知如件、

貞和五年閏六月廿七日

（足利直義）
左兵衛督源朝臣（花押）

24　備中国新見荘上使乗円祐深・乗観祐成連署注進状　寛正二（一四六一）年一〇月二七日

（え函二七）

ここでは、戦争が通行の妨げになった事例を紹介します。

寛正二年、新見荘の百姓たちからの要求で東寺は新見荘を直接支配することになり、乗円祐深（じょうえんゆうしん）と乗観祐成（じょうかんゆうせい）という二人の寺僧を事前調査のため現地へ派遣しました（東寺による新見荘の直接支配に関する話は、「第Ⅲ章」で詳しくご紹介します）。

この文書は、二人が派遣先の新見荘から東寺へ送った報告書です。二人は新見荘へ向かう途中、播磨国（現・兵庫県西南部）と備前国（現・岡山県東部）の国境にある三石（現・岡山県備前市三石）で、戦争による街道封鎖に遭遇したと述べています。仕方なく二人は迂回して新見荘へ向かうことにしましたが、途中で交通費が足りなくなったため、東寺領荘園の一つである矢野荘に立ち寄り、交通費一貫三〇〇文を借用したと記載しています。

ちなみに、東寺～新見荘間の移動には平均六日間程度を要しましたが、この時は一〇月一三日に東寺を出発し、一〇日間を費やして新見荘へ到着しています。

（封紙上書）
「寛正弐　　新見荘
東寺
豊後上座御坊　　祐成」

去廿二日下着仕候、御目出候、
抑、所務一段於地下之趣者、尋究而、追而可申上候、先以入部之体、
地下答毎事無為無事候之間、此子細早々注進申候、将又、備前光石(三)
弓矢事候間、閑路通候間、下着及遅々候、就さ様之儀、矢野庄にて
御公用銭一貫三百文借用申候、為御心得令申候、此旨可預御披露候
也、恐惶謹言、

十月廿七日　乗円
祐深（花押）
乗観
祐成（花押）

豊後上座御房

25　室町幕府奉行人連署奉書案　応仁元（一四六七）年六月一三日

（ト函一二三）

応仁元年から文明九（一四七七）年までの一一年間にわたって続いた応仁の乱では、東寺は西軍の支配下にあり、また西軍の畠山義就（はたけやまよしひろ）の支配地域に多くの所領を持っていたことから、畠山氏と友好な関係を保つ必要がありました。

京都の西南に位置する西岡地域は、摂津国（現・大阪府北西部及び兵庫県南東部）や河内国（現・大阪府東部）からの交通の要衝であり、河内国を領国とする畠山義就にとっても軍兵・物資の補給路に当たっていました。そしてこの地域には、東寺領荘園もありました。

ところが、室町幕府は敵方である西軍の補給路を断つため、この文書で西岡中筋地頭御家人に西岡の街道を塞ぐように命じています。

応仁の乱発生時は、形のうえでは細川勝元ら東軍が室町幕府を掌握しており、東軍側から出されたこの文書の案文（控え）が東寺に残されていたのです。

（義就）
畠山右衛門佐以下、凶徒等事、差塞通路、討捕之、参御方、可致忠
節之由、被仰出候也、仍執達如件、

応仁元
六月十三日　（諏訪）忠郷
（布施）貞基

西岡中脈地頭御家人中

26　斯波義廉下知状　応仁元（一四六七）年六月二一日

（り函一〇〇）

展示資料25を受けて、応仁元年、西軍の畠山義就勢が上洛してきたとき、東軍の支配下にあった西岡被官人等が街道を阻むという事件が起こりました。

この文書は、西岡で「路次を相支え合戦に及んだ」相手が東寺領の地下人等だというので、斯波家の家督争いによって西軍についていた室町幕府

管領の斯波義廉は領主である東寺に対して、東軍に味方するような行為に出た地下人等を厳しく処罰するように求めています。

今月十七日自河州上洛軍勢、於西岡寺領、地下人等相支路次、及合戦之条、太不可然、所詮一段、為寺家、可被行罪科、若無其成敗者、申付別人、可致其沙汰者也、仍下知如件、

応仁元年六月廿一日　（斯波義廉）左兵衛佐（花押）

東寺衆徒御中

27　細川勝元巻数返事　（年未詳）二月二〇日

（り函二一二）

この文書は、応仁の乱で東軍の総大将である細川勝元の巻数返事です。嘉吉二（一四四二）年、勝元はわずか一三歳で家督を継ぎ、舅の山名宗全の後見によって若干一六歳で室町幕府管領に就任するなど、管領の地位には計三度就任し、通算二一年も務めた人物です。

東寺百合文書には細川勝元の巻数返事が合計一二五通残されていますが、その大半は毎月決まって二〇日に出されています。こうしたことから、毎月の定例祈祷とその礼状を通じて、関係を維持・構築する東寺と細川勝元の姿が浮かび上がります。

当月祈祷巻数送給候、拝見候、恐々謹言、

二月廿日　（細川）勝元（花押）

東寺衆徒御中

28　松永久秀書状　（年未詳）一二月五日

（り函一八六）

この文書は、登城のお祝いとして、東寺から樽代（酒代）を贈られたことに対する松永久秀の礼状です。久秀は、室町幕府一三代将軍・足利義輝や細川晴元らを追放して京都で実権を掌握した三好長慶の家臣です。出自や前半生が知られず、急速に成り上がったことなどから、下剋上の代表的人物とされています。

松永久秀は三好長慶の政権で裁判の担当者であり、このとき東寺が起こしていた裁判を所管していました。久秀は、弘治二（一五五六）年一二月に芥川山城（現・大阪府高槻市）に登城しており、おそらく東寺が久秀の動向について情報を収集し、彼に樽代を贈ったと考えられます。

就登城、為御音信御樽代弐拾疋、被懸御意候、御懇之儀、本望至候、此旨御衆達所仰候、委曲中村美濃守方可被申候、恐々謹言、

十二月五日　（松永）久秀（花押）

東寺年預御坊

御返報

29　三好長逸等連署禁制　永禄八（一五六五）年一二月　日

（り函一一八）

永禄八年一二月に三好長逸（「ながゆき」とも）・三好政康（宗渭とも）・石成友通の、いわゆる三好三人衆が東寺に与えた禁制です。この禁制では、三好軍による乱暴狼藉、山林竹木の伐採、軍資金・兵糧米の負担を禁じています。

永禄七年の三好長慶没後、その家臣であった三好三人衆は幼い後継者の三好義継を擁して畿内での実権を握り、同年五月には松永久秀らとともに室町幕府一三代将軍・足利義輝を殺害するに及びました。

この頃の禁制は、禁止する内容を箇条書きにしたものが多いのですが、展示資料はこの形式には当てはまりません。また内容についても、「左京兆（三好義継）判形の旨を以て」と書かれており、義継の命令を受ける形で三好三人衆が発行した体裁になっています。三好三人衆が義継の後見役であることがわかる禁制です。

東寺境内

当手軍勢甲乙人、乱妨狼藉剪採山林・竹木、相懸矢銭・兵粮米等事、
以左京兆（三好義継）判形之旨、堅令停止、若於違犯之族者、速可処厳科也、

永禄八年十二月　日

下野入道（三好宗渭）（花押）

主税助（石成友通）（花押）

日向守（三好長逸）（花押）

第Ⅲ章　新見荘からのメッセージ

新見荘は備中国哲多郡にあった荘園で、現在の岡山県新見市の高梁川以西の地域にあたります。もともとは京都の最勝光院の所領でしたが、正中二（一三二五）年に後醍醐天皇から東寺へ寄進されました。新見荘はたたら製鉄が盛んに行われた地域で、米や漆などのほか、鉄も年貢として東寺へ納めていた荘園です。

通信網が発達した現代社会とは異なり、中世の情報は人・物と同じ動線で伝達されていました。本章では、京都から遠国に位置する新見荘と東寺の間で交わされた文書を通して、中世の新見荘の人々が直面した問題や行動を追いかけ、彼らの姿を浮かび上がらせるとともに、当時の支配のあり方や情報伝達の様相についても紹介いたします。

41　備中国新見荘百姓等申状　寛正二（一四六一）年七月二六日

（え函一〇四）

この文書には「東寺から新見荘の代官を請け負ってきた安富（やすとみ）氏一派を備中国から追放したので、新見荘を直接支配・管理する東寺の人間を代官として派遣してください」という訴えが認（したた）められています。

このときの新見荘は、室町幕府の管領を務めた細川氏の有力家臣である安富氏が代官として東寺に代わって新見荘を支配していました。しかし、安富氏は百姓たちから東寺と契約した以上の年貢を徴収したほか、東寺との契約にも背いて嘉吉元（一四四一）年から寛正元（一四六〇）年にわたって年貢を納めなかったため、新見荘の百姓たちは蜂起して、荘園領主である東寺に直接支配するよう、使者にメッセージを託したのです。

畏申上候、

抑、備中国新見庄領家御方此方、安富殿御智（知）行候に、去年御百姓等、直寺家より御代官を御下候て、御所務候へと、随分御百姓等引入申候処ニ、無其儀、御代官御下なく候ハ、一向御領（領）を御りやうと（思）、おほし（召）めし候ハぬを、歎入存候、

爰ニ幸国中国衙一円ニ召被放候時分、寺家より直ニ御代官を御下候て、御智行候ハヽ、公私目出度候、かやうに御百姓として寺家を寺家と奉存智候に、無其儀候て、何方ニても候へ、別人之御請ニなり候て、地下を御放候ハヽ、於御百姓ニ候てハ、なん年引候共、承引申ましく候、いそき〳〵地下より上申候御使を、めしくせられ候て、御代官御下向候ハヽ、目出度候、諸事重申入候へく候、恐惶謹言、

七月廿六日　　新見庄御百姓等

東寺

寺崎殿　御内

42　最勝光院方評定引付　寛正二（一四六一）年八月三日条

（け函一二）

もともと新見荘は最勝光院領荘園の一つだったため、東寺における新見荘関係の会議は、最勝光院方と呼ばれる寺僧組織によって行われました。

展示箇所は、新見荘からの一報（展示資料41）を受けた東寺の僧侶が、同日直ちに会議を開き、使者を呼び出して現地の情勢などについて事情聴取し、その内容を「引付」という議事録に書き留めています。

使者は会議の場で、①安富方の勢力はすでに新見荘から退出していること、②百姓たちは起請文（きしょうもん）を書き、一味神水（いちみしんすい）（たとえば、一揆などに参加する人々が神社の境内で神水を酌み交わして一致団結すること）して安富氏を永久に受け入れないと固く神仏に誓っていること、③新見荘を直接支配・管理する代官を急いで東寺から派遣してほしいこと、の三点を述べています。話を聞いた僧侶たちは、②の百姓たちが作成した起請文を東寺へ送るよう使者に命じて新見荘に帰らせています。

八月三日
（中略）
一自新見庄、致注進其子細、忩被下直務之御代官、可有御所務由申間、致披露候処、能々可相尋使者（事子細）○由、評議畢、

同日
（中略）
一新見庄使者相尋事子細之処、安富方代官既退出仕畢、仍於先代官、不可永用之由、神水仕者也、忩被下直務御代官、可応所務旨、堅申間、可有御了簡、先一献料、早々可運上、然者、一途可有御了簡通、書下等被成畢、

43　備中国新見荘名主百姓等申状并連署起請文

寛正二（一四六一）年八月二二日

（え函一三）

展示資料42で東寺が新見荘の使者に提出するよう命じた起請文が、この文書です。千万に一つ、安富氏が新見荘の代官職に復帰したとしても新見荘の百姓たちは決して受け入れないことや、東寺から来る代官の言葉に従って年貢などを間違いなく納めることなどを誓っています。

ちなみに、この文書の端裏書には「寛正弐年八月廿二日到来」とあります。東寺～新見荘間の移動には平均六日間程度を要したことから、使者は東寺の命令に従っていったん新見荘へ帰った後、すぐに京都へ引き返して起請文を届けたことがわかります。

（端裏書）
「新見庄名主百姓等連判之状　寛正弐年八月廿二日到来」

畏申上候、
抑先度注進之状お進上申候処ニ、定々之次第仰御下候、任仰旨候て、
定々の次第きしやう（起請文）もんおもつて、申上候

一於以後候て、寺家へたいし申候て、不法緩怠之儀申ましく候、
一此間、やすとみ（安富）とのへ沙汰分の御年貢御公事、無違（相）沙汰可申候、
一千万ニも、安とみ殿備中国ニ御あんと候共、於新見庄御百姓ニ候て、其承引申ましく候、寺家の御代官奉仰、御年貢御公事そなへたてまつるへく候、此定々おきしやうもんお以申上候、

右、御きしやうもんのいしゆ（意趣）者、東寺大からん（伽藍）、へつして（別）ハ大師・八幡・伊勢天照大神宮はしめたてまつて、おうしやのちんしゆ（王城鎮守）・日本六十余しう（州）の大小の神ぎ（祇）、とりわけ新見庄五社・八幡・庄内の大小神儀御はつ（罰）を蒙候はんするニ、いつわり申ましく候、此任証文之旨候て、はやく御代官御下あるへく候、

一名次第之事

せちおか名（略押）　ちかひら名（略押）　なかさた名（略押）
もりたゝ名（略押）　むねとう名（略押）　すけもり名（略押）
ふなかた名（略押）　たけかた名（略押）　きんかい名（略押）
一正名（略押）　のり行名（略押）　きよ共名（略押）
すけのふ名（略押）　としさね名（略押）　むねすへ名（略押）
ためさね名（略押）　よし国名（略押）　つねもり名（略押）
本安名（略押）　内の草名（略押）　よしかわ名（略押）
ともみつ名（略押）　ともきよ名（略押）　けん入名（略押）
のりさね（略押）　むね若名（略押）　なかひさ名（略押）
きよもと名（略押）　国吉名（略押）　あきすへ名（略押）
さのつね名（略押）　すけもと名（略押）　中はら名（略押）
すけさた名（略押）　のふきよ名（略押）　むねしけ名（略押）
よしさと名（略押）　としむね名（略押）　さたすへ名（略押）
末国名（略押）
ちかさね名（略押）

44　室町幕府奉行人連署奉書　寛正二（一四六一）年九月二日

（ホ函五二）

この文書は、室町幕府が東寺による新見荘の直接支配を認める内容が書かれています。

展示資料43によって、新見荘の名主や百姓たちの強い決意と堅い結束を確認した東寺は再び会議を開き、新見荘の代官を請け負ってきた安富氏の解任と、東寺による新見荘の直接支配を認めるよう室町幕府に働きかけることにしました。

安富氏は室町幕府の管領を務めていた細川氏の家臣であったため、代官の解任には難航することも予想されましたが、展示資料のように幕府から出された奉行人奉書には、東寺の直接支配を認めることが述べられています。

東寺領備中国新見庄事、任奉書之旨、可被沙汰付寺家代官之由、被仰出候也、仍執達如件、

寛正弐
九月二日　　貞秀（清）（花押）
之種（飯尾）（花押）

守護代

45　備中国新見荘代官祐清注進状　寛正三（一四六二）年八月二四日

（卜函一一五）

室町幕府から新見荘の直接支配を認められた東寺では、新見荘へ派遣する代官の人選が行われ、西院御影堂で堂の番役や文書の管理に携わる三聖人の一人であった祐清という僧侶が派遣されることになりました。

この文書は、祐清が寛正三年八月に新見荘へ到着後、東寺へ送った報告書です。報告書には、百姓たちとの対面の様子が語られる一方、年貢の納入をめぐってあれこれと要求する百姓たちを前にして、「名を召し放つ」（田畑を耕作する権利を取り上げる）と厳しい態度で臨んでいる強気な祐清の様子がうかがえます。できるだけ多くの年貢を収納して、代官としての実績を挙げようと意気込んでいたのでしょうか。

（封紙上書）
「寛正三　九　　備中国新見庄より
　東寺　公文所上座　　祐清」

今月五日下着仕候、同十四日百姓等出合候、寺命之趣、具申含候、直務御代官下向、庄家皆々目出度畏入候、

一去年未進事、堅雖致催促候、更不致沙汰候間、迷惑此事ニ候、百姓等半々召寄候て、御直務召申候、御年貢可無沙汰企候哉、言語道断曲事候、早々致沙汰不可叶候由、申付候間、田をもか(刈)り候ハヽ、軈而皆々可進候、其間者御扶持候へと侘(詫)事仕候程ニ、先三職申付候て、借銭仕拾貫文進上申候、未進当年分共、堅催促仕候、且可寺納申候、百姓等過法緩怠候間、色々申付候、年貢無沙汰於百姓者、名可召放候由、堅申付候間、皆々領性(掌)仕候、

一人夫事、如先々十二人立候ハて、叶ましき由申候へ共、いまたしかと領性不申候、猶々堅可申付候、

一公事蠟之事、無先規由、色々侘事申候、いかゝ可仕候哉、可被仰下候、

一就田所職之事、此春罷上候し大田中務、此間伯州没落仕候か、当所務時分相待、大勢以当庄へ乱入可仕候由申候、我ら方へも如此申候て、状遣候、其状進候、金子方大勢用意仕、地下へ入立ましき由申候間、事なる子細あるましく候と存候、万一中務重而上落(洛)仕、訴訟申候共、不可有御承引候、諸事重而注進可申候、此等之趣可有御披露候、恐惶謹言、

八月廿四日　　祐清（花押）

東寺公文所上座

46　備中国新見荘代官祐清注進状　寛正三（一四六二）年八月二五日

（卜函一一六）

展示資料45では強気な態度を見せていた祐清ですが、この報告書では、現地では田を刈り取っていないため祐清自身の食べる米もないこと、新見

荘内の百姓たちには「強儀なる者」（威勢がよいこと）が多くて困っていることを述べており、弱気な一面を見せています。

ただし、たとえ一命を失うようなことになっても、年貢を納めない者には厳しい処罰を与えるとも言っていることから、この時期の祐清は強気と弱気の両面が混在していたと考えられます。なお、この文書は東寺の「仏乗院御坊人々」へ宛てられたものです。

（封紙上書）
「寛正三　九　五　　備中国新見庄より
祐清
進上　東寺仏乗院御坊　人々御中　」

今月五日下着仕候、軈而如仰付（被）候、了蔵留置候て、去年未進堅致催促候へ共、一向無沙汰申候間、迷惑此事候、乍去当庄ハ、いまた一円ニ田をもからす（刈）罷下候て、下用米なとたにもなく候て、諸方へか（借）り候て色々了簡仕、堪忍仕候、違承及候、事外不思議なる在所ニて候、山家体よろつ可有御推量候、随而未進も当毛も御年貢ハならす候間、長々了蔵留置候て、注進をたにも不申候へハ、無御心元おほ（思）しめし（召）候ハんすると存候て、先三職方へ申候て、借銭仕、拾貫文進上申候、軈而未進当毛共堅致催促、且寺納可申候、百姓等事外ニ緩怠在所ニて強儀なる者共多候て、迷惑候、乍去我ら涯分地下之事ハ成敗候て、是非共ニ御年貢無沙汰申さすましく候、御心安おほしめし候へく候、了蔵此間地下人ニかたらわ（語）され候て、色々事申候て、我らをも申おとす（威）やうニ申候、催促をもきふ（厳）うなめされ候なと（そ）申候へ共、罷下候より覚悟仕候、縦一命失候共、御年貢無沙汰百姓等ニおいてハ、名をも召放、罪科可仕候、此元事ハはや安き手立とも多々候、今度之御書下ニ先代官安富方所務帳ヲ御下候、其のことく所務仕候へと被仰下候へく候、存子細候間、如此申入候、其様の御私之御状ニ被仰下候へく候、地下へ申度子細候間、申入候、毎事今度の注進之時、可申上候、恐惶謹言、

備中国新見庄より
八月廿五日　　祐清（花押）

進上　仏乗院御坊
人々御中

第Ⅳ章　南大門前の関所と往来

東寺南大門前は多くの人が往来し、物流も盛んで、大変賑やかな場所でした。東寺の参詣者や通行人に一服一銭の茶売を営んでいた商人の事例からも、賑やかだった南大門前の様子を知ることができます。また、この場所には関所も設けられていたようです。

ここでは南大門前を往来していた人々が織りなす人間模様を紹介します。

52　鐘突教善請文　康暦元（一三七九）五月二七日

（ぬ函一六）

この文書は、東寺で「鐘突」の職を務めていた教善という人物が東寺に提出した誓約書です。南大門前に設けられた関所の衆と一緒になって、通行人から公事銭（通行税）の取立てをしないことを誓っています。寺の関係者が通行人に対して狼藉に及ぶことなどを戒めるもので、もし誓いに背いたら、鐘突の職から追放されても構わないとしています。

（端裏書）
「鐘突教善請文　不可交公事取事」

請申
　於南大門不可交関衆事
右、関の衆として、公事をとり徒党を結て、寺辺において不可致嗷々の沙汰、毎事応寺命、所役（勤）を可懃仕○候、若猶彼関の衆に交て徒党を引候者、被処罪科、鐘つき職をめし（召）はなたるへ（放）く候、仍請文の状如件、
　康暦元年五月廿七日　教善（花押）

53　南大門前一服一銭茶売人道覚等連署条々請文　応永一〇（一四〇三）年四月　日

（ケ函九八）

応永一〇年四月に茶売人の道覚・八郎次郎・道香後家の三人が東寺の南大門前で、参詣人や通行人を相手に「一服一銭」の茶売り商売を営むにあたって、営業上遵守すべき四箇条をまとめて東寺に提出した誓約書です。

一つ目は、南大門下の石段辺りに移って営業しないと記載されています。この場所は、洛中の南側の出入り口にあたる要所であり、東寺の参詣者や往来の人々で賑わっていたと考えられます。この賑わいを狙って茶売を行っていたのでしょう。

二つ目は南大門の近くにある鎮守八幡宮の宮仕（みやじ）部屋に茶道具を預けないこと、三つ目は湯沸しのための火種を鎮守八幡宮や諸堂の香火から取らないこと、四つ目は茶の湯に使う水を境内にある灌頂院の「閼伽井（あかい）」と呼ばれる井戸から汲まないことが記されています。東寺側とすれば、門前での茶売営業は火災や信仰の問題に関わることであるため、注意を払っていたことがうかがえます。

（端裏書）
「南大門一服一銭請文　応永［　］四［　］」

謹請申　南大門前一服一銭茶売□（人）条々
一如根本、令居住南河縁、雖為片時、不可移住門下石階辺事、
一鎮守宮仕部屋、雖暫時不可預置茶具足以下事、
一同宮并諸堂香火不可取事、
一灌頂院閼伽井水不可汲事、
右条々、雖為一事、令違越者、速可被追却寺辺、仍謹所請申状如件、
応永十年四月　日　道覚　（略押）
八郎次郎（略押）
道香後家（略押）

54　廿一口方評定引付　応永一一（一四〇四）年四月三日条

（く函一）

この文書は、東寺の中核組織である廿一口方の会議（評定）の議事録（引付）です。

展示箇所は、四月一日に茶売人が火鉢等を乞食（こつじき）に預けたため、南大門脇から出火したとあります。幸い、小火（ぼや）で消火することができましたが、東寺は茶売り商売を停止して、茶売人たちを「追却」（追放）することを決定しています。

卯月三日
（中略）
一南大門茶売（売）買可追却事
茶売、火鉢等依預置于乞食、今月一日、於南大門脇、既火事可出来
歟之処、面々寄集、打消火了、向後者、所詮、茶売（売）買可停止之由、治
定了、
（後略）

55　室町幕府奉行人連署奉書　文明一五（一四八三）年七月二八日

（二函八〇）

東寺辺内において「短冊・諸本所公事銭」という名目で、往来する旅人に通行税をかける者がおり、中には喧嘩にまで発展する事例もあったようです。室町幕府は旅人に通行税をかける者を境内から追放するよう、この文書で東寺に命じています。異議を唱える者がいる場合は処罰するとも述べていることから、幕府は厳しく取り締まろうとしていたことがわかります。

（端裏押紙）
「於寺辺境内諸公事取禁制奉書　文明十五癸卯　」

於寺辺、号短冊并諸本所公事銭、相懸往来之旅人課役輩在之云々、
動及喧嘩之条太不可然、所詮堅加下知、向後可被追放境内、若有及

異儀之族者、可被処罪科之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十五　　（押紙）「寺奉行清和泉入道」　常通（花押）
七月廿八日　　（押紙）「松田対馬守」　数秀（花押）

東寺雑掌

終章　還ってきた百合文書

昭和四二（一九六七）年に京都府は東寺百合文書を一括購入しました。直ちに目録の作成に取り掛かりましたが、目録を作成していくうちに、京都府が購入する以前に散逸してしまい、所在がわからなくなってしまっている文書があることが判明しました。これを受けて、京都府は散逸した文書の所在を調査し、現在も収集に努めています。

こうした一括購入後に新たに収集した文書も、東寺百合文書として京都府立京都学・歴彩館（旧京都府立総合資料館）が所蔵しています。終章では、昭和四二年以後に新たに収集した「還ってきた百合文書」をいくつかご紹介します。

60　藤原範親置文　建長四（一二五二）年三月　日

（り函二六六）

この文書は新たに収集した文書です。平成二八（二〇一六）年に京都府はこの文書を購入しました。もともと東寺百合文書「り函」に収められていたことがわかっています。

東寺領として有名な播磨国矢野荘ですが、東寺領になる以前は歌人や画家として知られる藤原隆信の一族が支配していました。藤原範親は隆信の曾孫にあたります。

展示資料61にあるように、建長三（一二五一）年に範親の祖父・隆範は、

範親の妹・宇曾御前に矢野荘例名内の那波浦を譲ることにしました。万一に備えて、隆範は範親とその父・為綱に断りを入れ、彼らの合意を取り付けることにしました。この文書は範親の合意書です。

文書の年月日の下には範親自身の花押があります。加えて、本文の右の余白には隆範の花押が据えられています。二つの花押は、この譲与が隆範の意思によって行われ、範親はその意向を受け入れたことを表しています。

（端裏書）
「うそこせんにたしかに〳〵」

（戒恵　藤原隆範）
（花押）

歓喜光院領はりま（播磨）の国矢野庄例名那波浦おは、ゑいたい（永代）をかぎり（限）て
うそ御前（宇曽）にゆつり（譲）とら（取）するところ也、さらニ〳〵たのさま（他）たけある（妨）
へからす（可）、しそんそうてん（子孫相伝）して、りやうちす（領知）へき也、かつハこのむね（旨）
を前少納言（藤原為綱）にもよく〳〵申おく（置）所也、ゆめ〳〵さうゐ（相違）あるへか
らす〳〵、かく申おかんうへをたがへ（違）ん人ニおきてハ、ふけう（不孝）の人
にてあるへき也、あなかしく〳〵、父前少納言（藤原）いちこ（一期）のゝ（後）ちの事也、

建長四年三月　日　　範親（花押）

61　藤原隆範袖判譲状　建長三（一二五一）年八月　日

（ホ函三号（一））

この文書は散逸せずに、昭和四二（一九六七）年に一括購入した文書に含まれていたものです。

展示資料60の解説の通り、建長三年に藤原隆範は、孫娘・宇曾御前に矢野荘例名内の那波浦を譲ることにしました。この文書はそのときに書かれた譲状で、本文の右の余白に見えるのは隆範の花押です。

東寺百合文書には、隆範、為綱、範親、宇曾御前はじめ、藤原隆信の子孫の文書がいくつか残っています。この度、新たに展示資料60を収集することで、隆範から孫娘・宇曾御前への那波浦の譲与が、宇曾御前の父・為綱と兄・範親の合意の上に行われていたことが明らかになりました。

（端裏書）
「戒恵譲状　那波事」

（戒恵　藤原隆範）
（花押）

矢野庄例名那波浦をは、うそ御前（宇曽）にゆつる（譲）也、さらニ〳〵他のさま（妨）
たけあるへからす、もし戒恵かなからんあとに（後）、さまたけをいたさ
ん人ハ、この世後の世までも、ふけうもの（不孝者）也、三あく（悪）道におつへ（堕）し、
かつうハこのゆつり状をそむき（背）て、百にひとつもさまたけをいたさ
ん物（者）あらハ、あか門院（安嘉門院）へ申いれて、さたをいたすへきなり、しそん（子孫）
（邦子内親王）

ニつたへてもち行すへき也、このゆつり状の上ハ、しさいあるへき
やうハなけれとも、後日のためにかきおくところ也、あなかしこ〳〵、

建長三年八月　日

62　藤原為綱請文　建長四（一二五二）年四月一一日

（ホ函三号（二））

この文書も散逸せずに、昭和四二（一九六七）年に一括購入した文書に含まれていたものです。

展示資料60の解説の通り、建長三（一二五一）年に藤原隆範は、孫娘・宇曾御前に矢野荘例名内の那波浦を譲ることにしました。万一に備えて、隆範は息子・為綱と孫・範親に断りを入れ、彼らの合意を取り付けることにしました。この文書は為綱の合意書です。

文書の年月日の下には為綱自身の花押があります。加えて、本文の右の余白には隆範の花押が据えられています。二つの花押は、この譲与が隆範の意思によるもので、為綱がその意向を受け入れ、文書を認めたことを表しています。

（端裏書）
「為綱朝臣請文　那波事」

（戒恵　藤原隆範）
（花押）

矢野庄例名内那波浦をハ、おほせにしたかひ候て、為綱一このゝち
ハ、うそこせんにゆつり候へく候、もしおのつからうそこせんいか
なる事も候ハヽ、ぬしの申候ハんにしたかひ候て、そのこにゆつり
候へく候、ゆめ〳〵御不審候ましく候、あなかしく〳〵、

建長四年四月十一日　（藤原為綱）
（花押）

展示資料一覧

序章　文書の管理方法と現在に伝わる理由

番号	指定	作品名称	年月日	目録番号	展示期間
1	国宝	廿一口方手文箱等送進状	文安二（一四四五）年一二月二九日	ア函二〇〇	前期
2	国宝	宝蔵破損文書等所出日記	応永九（一四〇二）年七月一四日	コ函一一四	前期
3	国宝	西院文庫文書出納帳	宝徳二（一四五〇）年一二月二一日	リ函九四	前期
4	国宝	文書出納日記（西院文庫文書出納帳）	長禄二（一四五八）年一二月一六日	あ函四三	前期
5	国宝	東寺百合文書桐箱（ヌ函）	貞享二（一六八五）年	ヌ函	前期

第Ⅰ章　年貢の輸送と経路

番号	指定	作品名称	年月日	目録番号	展示期間
11	国宝	伊予国弓削島荘年貢塩送進状	文永一一（一二七四）年七月二四日	と函一九（二）	前期
12	国宝	安芸国新勅旨田預所某請文	弘安六（一二八三）年三月　日	ヨ函四二	前期
13	国宝	伊予国弓削島荘問丸申詞	正応五（一二九二）一〇月一四日	と函三六	前期
14	国宝	尊誉書状	元亨四（一三二四）年一月一四日	シ函一二	前期

第Ⅱ章　東寺を巡る人と戦乱

番号	指定	作品名称	年月日	目録番号	展示期間
20	国宝	北条高時巻数返事	嘉暦三（一三二八）年一二月二九日	ヒ函三六	前期
21	国宝	斯波義将書状	（年未詳）九月一七日	せ函武家御教書並達九七	前期
22	国宝	後醍醐天皇綸旨	元弘三（一三三三）年九月一日	ヒ函三七	前期
23	国宝	足利直義裁許状	貞和五（一三四九）年閏六月二七日	せ函足利将軍家下文三	前期
24	国宝	備中国新見荘上使乗円祐深・乗観祐成連署注進状	寛正二（一四六一）年一〇月二七日	え函二七	前期
25	国宝	室町幕府奉行人連署奉書案	応仁元（一四六七）年六月一三日	ト函一二三	前期
26	国宝	斯波義廉下知状	応仁元（一四六七）年六月二一日	り函一〇〇	前期
27	国宝	細川勝元巻数返事	（年未詳）二月二〇日	り函二一二	前期

第Ⅲ章　新見荘からのメッセージ

28	国宝	松永久秀書状	（年未詳）一二月五日	り函一八六	前期
29	国宝	三好長逸等連署禁制	永禄八（一五六五）年一二月　日	り函一一八	前期
41	国宝	備中国新見荘百姓等申状	寛正二（一四六一）年七月二六日	え函一〇四	前期
42	国宝	最勝光院方評定引付	寛正二（一四六一）年八月三日条	け函一二	前期
43	国宝	備中国新見荘名主百姓等申状 并連署起請文	寛正二（一四六一）年八月二二日	え函二三	前期
44	国宝	室町幕府奉行人連署奉書	寛正二（一四六一）年九月二日	ホ函五二	前期
45	国宝	備中国新見荘代官祐清注進状	寛正三（一四六二）年八月二四日	ト函一一五	前期
46	国宝	備中国新見荘代官祐清注進状	寛正三（一四六二）年八月二五日	ト函一一六	前期

第Ⅳ章　南大門前の関所と往来

52	国宝	鐘突教善請文	康暦元（一三七九）年五月二七日	ぬ函一六	前期
53	国宝	南大門前一服一銭茶売人道覚等連署条々請文	応永一〇（一四〇三）年四月　日	ケ函九八	前期
54	国宝	廿一口方評定引付	応永一一（一四〇四）年四月三日条	く函一	前期
55	国宝	室町幕府奉行人連署奉書	文明一五（一四八三）年七月二八日	ニ函八〇	前期

終章　還ってきた百合文書

60		藤原範親置文	建長四（一二五二）年三月　日	り函二六六	前期
61	国宝	藤原隆範袖判譲状	建長三（一二五一）年八月　日	ホ函三（一）	前期
62	国宝	藤原為綱請文	建長四（一二五二）年四月一一日	ホ函三（二）	前期

ユネスコ「世界の記憶」

国宝　東寺百合文書展　―人・物・情報が行き交う中世―

会　　期：平成 29 年 3 月 1 日（水）～4 月 23 日（日）
　　前期：3 月 1 日（水）～3 月 26 日（日）
　　後期：3 月 29 日（水）～4 月 23 日（日）
休 館 日：毎週月曜日（3 月 20 日は開館、21 日休館）
列品解説：3 月 11 日（土）・4 月 8 日（土）
　　※いずれも 14 時から京都学・歴彩館職員による
会　　場：京都文化博物館　2 階総合展示室
主　　催：京都府立京都学・歴彩館、京都文化博物館

京都府立 京都学・歴彩館

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-29
TEL: 075-723-4834　　FAX: 075-791-9466
E-mail　rekisaikan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp
URL　http://www.pref.kyoto.jp/rekisaikan/